

梅田 院

昭和三十一年 八月 三日 議決

八月 事務日執行

書記官

議長

丸

副議長

案

書記官長

一物價廳官制

右件につき左記のとおり審査委員と指定  
せしめられた議長の命に依りて御通知致します

審査委員長

潮 副議長

審査委員

河原顧問官

關屋顧問官

大平顧問官

河本顧問官

西野顧問官

藤沼顧問官

昭和二十一年八月三日

書記官長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

穴各通